

---

## 第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

---

### 1 実施計画の公表方法

特定健康診査等実施計画は、高確法第19条第3項に「保険者は、特定健康診査とう実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない」と定められています。

本計画は、広島市のホームページ上に全文を掲載し公表します。

### 2 特定健康診査等の普及啓発方法

特定健診・特定保健指導の実施率を高めるためには、積極的に参加する対象者だけでなく、そうではない対象者が自ら受けるようになることが必要です。医療保険者だけでなく、地域団体等関係団体が一体となり、啓蒙活動を展開する必要があると考えます。

#### (1) 使用する媒体

本市ホームページ、啓発用リーフレット、デジタルサイネージ、広島市広報紙「市民と市政」など、さまざまな媒体を通じて周知を行ないます。

#### (2) 普及啓発方法

各地域団体や関係団体と連携し、重層的な周知啓発に取り組んでいきます。メディアの発信はもちろんのこと、より効果的な啓発手法について、様々な角度から検証を行います。